

# 特定事業の選定について

平成 29 年 12 月 22 日

## 第 1 事業概要

### 1. 事業内容

(1) 事業名称

八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）（以下「本事業」という。）

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

医療施設（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者等の名称

八尾市長 田中誠太

(4) 事業実施場所

大阪府八尾市龍華町一丁目 3 番 1 号

(5) 施設の概要

面積	敷地面積 14,999.98m <sup>2</sup> 建築面積 8,449.09m <sup>2</sup> 延床面積 40,470.38m <sup>2</sup> （駐車場 8,543.54m <sup>2</sup> 含む）
病床数	380 床（特別室（7 床）、個室（81 床）、4 床室（264 床）、HCU（14 床）、NICU（6 床）、ICU（6 床）、無菌病室（2 床））
構造物 構成	【本館】 鉄骨造一部 RC 造、免震構造、地上 8 階、地下 1 階、塔屋 1 階、最高地上 41.55m
	【北館】 鉄骨造 地上 5 階 最高地上 23.00m
主要 部門	病棟部門、リハビリ部門、管理部門、手術部門、中央検査部門、外来診療部門、放射線部門、生理検査部門、薬局部門、救急部門、SPD 部門、給食部門

## 2. 事業導入目的

### (1) 医療サービスの向上

八尾市立病院は、地域住民の健康を守る八尾市（以下「市」という。）の中核病院として、医療ニーズに対応した高度医療・政策医療を提供し続ける使命を担っており、PFI（Private Finance Initiative:民間資金を活用した社会資本整備手法）の導入により、医療周辺サービスを改善・充実することで、医療者が高度・良質・安全な医療提供ができるよう、「医療の質の向上」や「医療環境の向上」などの医療サービスの質の向上をめざす。

### (2) 患者サービスの向上

八尾市立病院は、民間事業者の顧客本位の経営・運営ノウハウを活用するPFIの導入により、病院ボランティア、関係する諸団体、病院職員との連携のもとで意見をきめ細かく分析し、日々の活動に反映し、「患者サービスの向上」や「施設の利用しやすさ・機能の向上」、「病院情報へのアクセスの改善」などのサービスの質的向上を通じた患者中心の病院の実現をめざす。

### (3) コストの縮減

八尾市立病院は、医療行為等の直接的な医療サービスを除く周辺業務に関して、PFIの導入により、民間事業者のノウハウを病院運営に活用することによる全体的なPFI事業の業務に係る「コストの縮減」、すなわち積極的な維持管理・運営に関する各業務のコストの縮減をめざしていく。特に、維持管理・運営に関するコストの大部分を占める建物・設備の大規模修繕、医療機器、医薬品や診療材料等の購入に係る調達コストの縮減については、積極的な取組みによる病院経営への貢献をめざす。

## 3. 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、事業契約の締結により契約した事業者（以下「PFI事業者」という。）が医療機器、備品等を調達し、事業期間内における本施設の維持管理・運営に関する業務を行う。

また、PFI事業者が調達した医療機器、備品等の所有権は、調達後PFI事業者から市に移転するものとする。ただし、一部の医療機器、備品等については、事業期間を通じてPFI事業者が保有し、事業期間終了後にPFI事業者から市に移転する。

なお、病院事業の経営及び診療行為については、従来どおり市が行う。

## 4. 業務範囲

(1) PFI 事業者が行う業務

①建設・設備維持管理業務

ア 建物・設備維持管理業務

※事業期間内に発生するすべての修繕・更新に対応すること

イ 外構施設保守管理業務

ウ 警備業務

エ 環境衛生管理業務（環境測定業務）

オ 植栽管理業務

②病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務）

ア 検体検査業務

イ 滅菌消毒業務

ウ 食事の提供業務

エ 医療機器の保守点検業務

オ 医療ガスの供給設備の保守点検業務

カ 洗濯業務

キ 清掃業務

③その他病院運営業務

ア 医療事務業務

イ 物品管理・物流管理（SPD）業務

ウ 医療機器類の管理業務

エ 医療機器類の整備・更新業務

オ 什器・備品の整備・更新・保守点検・管理業務

カ 総合医療情報システム等の運営・保守管理・整備・更新業務

キ 廃棄物処理関連業務

ク 院内保育施設の運営業務

ケ その他業務（電話交換業務、図書室運営業務、会議室管理業務）

コ 利便施設運営管理業務（食堂、売店等）

サ 危機管理業務

シ 経営支援業務

ス 一般管理業務（マネジメント業務を含む）

(2) 市が行う業務

市は、医療法に定める病院の開設者として、同法及び関連法令（法律、政令、省令、条例、企業管理規程及び要綱等。以下同様。）の適用のもとで本施設を運営・管理するものである。市の行う業務範囲・内容は、以下のとおり。

- ア 医療法及び関連法令に基づき、市が自ら行わなければならない診療、看護、院内薬剤・服薬指導、生理検査、医療サービスの提供に関する業務及び医療管理、病院経営に関する業務

## 5. 事業期間

本事業の事業期間は、下表のとおりとする。

準備引継期間	平成 31 年 1 月（予定）～平成 31 年 3 月
維持管理・運営期間	平成 31 年 4 月から 15 年間

## 6. PFI 事業者の収入

市は、事業契約書に従い、本事業に必要なサービス対価を支払う。ただし、利便施設運営管理業務（食堂、売店等）については、PFI 事業者の独立採算業務とし、これに係る運営費用はサービス対価に含まず、PFI 事業者の負担とする。

サービス対価は、事業契約書に基づいて決定される金額をベースに毎年見直しを行い、物価変動を勘案して適宜改定を行う。本事業の運営開始後、事業期間終了までの間、事業契約書に定める額を PFI 事業者に支払うものとする。なお、モニタリングを行い、業務要求水準が満たされない場合は、サービス対価の減額等を行う。

## 第2 事業の評価

### 1. 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「八尾市立病院維持管理・運営事業（第2期）実施方針」に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業として実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

### 2. PFI事業として実施する場合の定量的評価

#### (1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、市が従来の手法で実施する場合の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額の比較を行うにあたって、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではない。

項目	市が従来の手法で実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の 主な内容	①建設・設備維持管理業務費 ②病院運營業務費 （医療法に基づく政令8業務） ③その他病院運營業務費 ④市側管理コスト（人件費等）	①建設・設備維持管理業務費 ②病院運營業務費 （医療法に基づく政令8業務） ③その他病院運營業務費 ④市側管理コスト（人件費等） ⑤アドバイザー費用 ⑥SPC設立費用 等
算定根拠	・八尾市立病院維持管理・運営事業（以下「現PFI事業」という。）と同様の業務を民間事業者へ個別・単年度で委託することを前提に事業費を算定	・現PFI事業の実績等をもとに、関係者ヒアリング、実態調査、同規模の公立病院及び民間病院の実態等を基に算定
共通事項	インフレ率：現時点では考慮していない 割引率：2.00%	

その他	・業務を委託する民間事業者に各年度・個別に支払う	・サービス対価は事業期間にわたって、次のタイプ別に支払う タイプ A：定額制（主に固定額） タイプ B：需要変動制 タイプ C：従量制 タイプ D：実績制
-----	--------------------------	---

## (2) 定量的評価の結果

(1) の前提条件のもとで、市が従来の手法で実施する場合と PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中に年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると、PFI 事業として実施する場合は、市が従来の手法で実施する場合に比べて、約 3.1% の VFM が見込まれる結果となった。また、民間事業者に移転したリスクがあることを勘案すると、さらなる VFM の拡大が見込まれる。

## 3. PFI 事業として実施する場合の定性的評価

PFI を導入した場合の定量的な効果である VFM に加え、現 PFI 事業における公民の連携体制の構築や PFI による事業実施の経験及びその効果・成果が得られていることも踏まえて、次のとおり、定性的な効果が期待される。

### (1) 病院運営に資する継続的な業務改善の効果

民間事業者のノウハウの活用や市による定期的なモニタリング等により、業務プロセスの改善、継続的な業務品質の確保、各業務間の円滑な連携などの効果が期待されることに加え、八尾市立病院とのパートナーシップの構築に基づく業務遂行により、結果としてサービス水準の向上が図られる。

### (2) 業務の効率化とサービス水準の向上

PFI の導入により、維持管理・運営に関する様々な業務が長期・包括的に発注されることで、人員配置の工夫や長期的な人員計画の実現による効率化、スタッフの学習効果による業務の効率化やサービス水準の向上が図られる。

また、日常的に施設・設備の維持管理を行い、幅広い運営業務を担っている PFI 事業者が本事業の大規模修繕を実施することで、医療安全を確保しつつ、患者サービスや医療に支障をきたさないような業務が行え、施設機能の維持・向上が図られる。

### (3) 医療従事者の本来業務への専念による医療水準の向上

医師や看護師などの医療従事者が行っていた付帯業務を PFI 事業者がサポートすることで、医療従事者の業務負担が軽減され、結果として医療従事者は本来業務に専念することが可能となり、提供される医療水準の向上が図られる。

(4) リスク分担の明確化による安定的な業務実施

事業期間中に発生する可能性があるリスクを計画段階において予め想定し、その責任分担を市及び PFI 事業者間が適正に分担を行うことにより、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となり、安定的な業務実施が図られる。

#### 4. 総合的評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、市が従来の手法で実施する場合と比較して、定量的評価及び定性的評価において効果が発揮されるものと期待できる。以上により、本事業を PFI として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定する。